

資料編（調査票）



男女が平等に人として尊重される「ふるさと岐阜」をつくり上げるために

男女共同参画に関する県民意識調査へのご協力をお願い

県民の皆様へ

日頃から県政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県では、5年に一度『男女共同参画に関する県民意識調査』を実施しております。

この調査は、男女共同参画の視点から県内にお住まいの皆様の意識と実態を把握するもので、次期基本計画の策定や、今後の県の施策を検討するための基礎資料とするものです。調査の対象者は、県内に居住する満20歳以上の方2,000人(男女各1,000人)を無作為に抽出させていただきました。この調査票に記入された内容は、すべて統計的な数値として処理するため、あなた様の個人的な回答や意見が外部にもれたり、本調査以外の目的に使用することは一切ございませんので、率直なご意見をお聞かせください。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成19年8月
岐阜県

※ご記入にあたって

- ・封筒のあて名の方、ご本人が回答いただきますようお願いいたします。
- ・回答は、該当する番号に○を付けてください。なお、「その他」を選ばれた場合は、番号に○を付けるとともに、カッコの中にその内容を簡単にご記入ください。

《調査票の返送について》

- ・ご記入後は、この調査票を同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに、8月31日(金)までに投函してください。

本調査について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

岐阜県環境生活部男女参画青少年課 男女共同参画担当

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

電話 058-272-1111 (内線 2423,2424)

FAX 058-272-0810

e-mail c11123@pref.gifu.lg.jp

はじめに

調査を統計的に分析するために、あなたご自身のことについておたずねします。該当する番号に○を付けてください。

① あなたの性別は、

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

② あなたの年齢は、

- | | |
|------------|------------|
| 1. 20歳～29歳 | 2. 30歳～39歳 |
| 3. 40歳～49歳 | 4. 50歳～59歳 |
| 5. 60歳～69歳 | |

(平成19年8月1日現在の満年齢でお答えください。)

③ あなたの職業をお答えください。

該当する番号(1～13)に○を付けてください。

なお、7～10に該当する場合は、その右の欄もご回答ください。

自営業者	1. 農・林・漁業 2. 商工・サービス業(各種卸・小売店、飲食店等サービス業) 3. 自由業(開業医、弁護士等)
------	---

家族従業員	4. 農・林・漁業 5. 商工・サービス業(各種卸・小売店、飲食店等サービス業) 6. 自由業(開業医、弁護士等)
-------	---

雇用者	7. 管理職 8. 専門技術職 9. 事務職 10. 労務職	その仕事は	1. 常勤(フルタイム) 2. パートタイム (パートやアルバイト) 3. その他()
-----	---	-------	---

無職	11. 主婦・主夫 12. 学生 13. その他の無職
----	-----------------------------------

⑦ あなたにはお子さんがいらっしゃいますか。

1. いる

2. いない

↓ 次の⑧は、⑦で《1. いる》とお答えの方のみ、お答えください。

⑧ 未婚のお子さん（同居、別居を問わず）の人数をお答えください。（ 人）

次の質問からは、また、すべての方がお答えください。

⑨ あなたのお住まいの地域は、

1. **岐阜地域**
（岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡）
2. **西濃地域**
（大垣市、海津市、不破郡、養老郡、安八郡、揖斐郡）
3. **中濃地域**
（関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡）
4. **東濃地域**
（多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市、恵那市）
5. **飛騨地域**
（高山市、飛騨市、下呂市、大野郡）

※たくさんの設問にお答えいただき、ありがとうございました。

引き続き、次のページからの「男女共同参画」に関する質問にご協力ください。

問3 次にあげるAからMまでの言葉のうち、その内容について、知っているものは1に、内容は知らないが聞いたことがあるものは2に、知らないものは3に○を付けてください。

	内容を 知っている	内容は知らないが、 聞いたことはある	知らない
A 男女共同参画社会	1	2	3
B ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	1	2	3
C ジェンダー (社会的・文化的につくられた性別)	1	2	3
D ドメスティック・バイオレンス (DV: 配偶者・パートナーからの暴力)	1	2	3
E 内閣府男女共同参画局	1	2	3
F 男女共同参画社会基本法	1	2	3
G 岐阜県男女が平等に人として尊重される 男女共同参画社会づくり条例	1	2	3
H 岐阜県男女共同参画計画	1	2	3
I 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (配偶者暴力防止法)	1	2	3
J 岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画	1	2	3
K 女子差別撤廃条約	1	2	3
L 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)	1	2	3
M 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (育児・介護休業法)	1	2	3

問4 「男は仕事、女は家庭」に代表されるように、性別によって男女の役割を決めるような考え方についてどのように思いますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 「男は仕事、女は家庭」がよい
2. 男女とも仕事をするが、家事・育児・介護は女性の役割である
3. 男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かち合うのがよい
4. 「女は仕事、男は家庭」でもよい
5. その他 ()

Ⅱ 家庭生活・結婚・家庭観についておたずねします。

問5 結婚、家庭、離婚について、あなたのご意見をお伺いします。

AからEまで、それぞれ該当する番号(1~5) 1つに○を付けてください。

	賛成	どちらか といえば 賛成	どちらか といえば 反対	反対	わからな い
《結婚について》 A 結婚は個人の自由であるから、結婚し ても、しなくてもよい	1	2	3	4	5
《家庭について》 B 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきで ある	1	2	3	4	5
C 女性は結婚したら、自分自身のことよ り、夫や子どもなど家族を中心に考え て生活する方がよい	1	2	3	4	5
D 結婚しても、必ずしも子どもを持つ必 要はない	1	2	3	4	5
《離婚について》 E 結婚したら、離婚はいけない	1	2	3	4	5

問6 この問は、配偶者のある方におたずねします。

あなたの家庭では、次の家事を主に誰が分担していますか。

AからGまで、それぞれ該当する番号(1~6) 1つに○を付けてください。

	夫	妻	子ども	家族 全員	その他 の人	不明
A 掃除	1	2	3	4	5	6
B 洗濯	1	2	3	4	5	6
C 食事のしたく	1	2	3	4	5	6
D 食事の後かたづけ	1	2	3	4	5	6
E 子どもの世話、教育・しつけ	1	2	3	4	5	6
F 家計の管理	1	2	3	4	5	6
G その他 ()	1	2	3	4	5	6

問7 この問は、現在、職業に就いていらっしゃる方におたずねします。
 あなたが家事・育児・介護に携わる時間は、一日あたりどれくらいですか。
 勤務日と勤務日以外の日について、それぞれ該当する番号（1～6）1つに○を付けてください。

	全くなし	30分未満	30分～1時間未満	1時間～3時間未満	3時間～5時間未満	5時間以上
①勤務日	1	2	3	4	5	6
②勤務日以外の日	1	2	3	4	5	6

Ⅲ 就労・働き方についておたずねします。

問8 一般的に女性が職業を持つことについて、あなたはどのようにお考えですか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 女性は職業を持たない方がよい
2. 結婚するまでは、職業を持つ方がよい
3. 子どもができるまでは、職業を持つ方がよい
4. 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
5. 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい
6. その他 ()
7. わからない

問9 この問は、現在、職業に就いていらっしゃる方におたずねします。
 あなたが働いているのは、どのような理由からですか。該当する番号すべてに○を付けてください。

1. 生計を維持するため	2. 家計を補助するため
3. 住宅ローンなど借金返済のため	4. 子の教育資金を得るため
5. 将来に備えての貯蓄のため	6. 自分で自由に使えるお金を得るため
7. 生き甲斐を得るため	8. 自分の能力や資格を活かすため
9. 視野を広げ、友人を得るため	10. 社会に貢献するため
11. 仕事が好きだから	12. 働くことは当然のことだから
13. 時間に余裕があるから	14. 家業であるから
15. その他 ()	16. わからない

問 10 この問は、現在、職業に就いておられない方におたずねします。
 あなたが働いていないのは、どのような理由からですか。該当する番号すべてに○を付けてください。

1. 経済的に働く必要がないから	2. 他にやりたいことがあるから
3. 家庭にいるのが当たり前だから	4. 家事負担が大きいから
5. 子育てのため	6. 健康や体力に自信がないから
7. 希望の職が見つからないから	8. 家族が働くことを望まないから
9. 家族の介護のため	10. 在学中
11. 高齢だから	12. 働くことに向いていない(嫌い)
13. 働きたいけれど、何をしたら良いのか分からない	
14. その他()	15. わからない

問 11 あなたの現在の状況は、次のどれに当てはまりますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 家庭生活や地域活動よりも、仕事に専念している
2. 家庭生活や地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させている
3. 家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させている
4. 仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させている
5. 仕事よりも、家庭生活や地域活動に専念している
6. わからない

問 12 今後、男性が女性とともに、家事、子育て、介護、地域での活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

1. 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
2. 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
3. 夫婦や家族間のコミュニケーションを良く図ること
4. 年長者やまわりの人が、夫婦の役割分担等について、当事者の考え方を尊重すること
5. 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域での活動について、その評価を高めること
6. 労働時間の短縮や休暇を取りやすい環境を整備することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
7. 在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な働き方が可能になること
8. 男性が子育てや介護、地域での活動を行うための、仲間づくりを進めること
9. 仕事と家庭や地域でのその他の活動との両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口があること
10. その他 ()
11. 特に必要なことはない

問 13 それぞれの家庭において、男女が共に「仕事と家庭を両立」をするためには、どのような条件の整備が必要だと思いますか。該当する番号3つに○を付けてください。

1. 年間労働時間を短縮することや、休暇の取りやすい職場環境づくり
2. 柔軟な勤務形態の導入（フレックスタイム制、在宅勤務）
3. 代替要員の確保など、育児や介護休業制度を利用できる職場環境づくり
4. 出産や介護等で退職した場合の再雇用制度の導入
5. パートタイマーなどの労働条件の改善
6. 所得税の配偶者特別控除など税制の見直し
7. 男女間の賃金格差をなくす
8. 育児・介護休暇中の賃金、その他の経済的給付の充実
9. 保育や介護の施設・サービスの拡充
10. 企業経営者の意識改革
11. 働き続けることに対する家族や周囲の理解と協力
12. その他 ()

**IV ドメスティック・バイオレンスなど、人権への配慮について
おたずねします。**

問 14 あなたはこれまでに、配偶者から次のようなことをされたことがありますか。
 ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含まれます。
 以下、問 14 中は同様とします。
 AからCまで、それぞれ該当する番号（1～3）1つに○を付けてください。

	1,2度 あった	何度も あった	まったく ない
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
B 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
C いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

1つでも該当
問 14-1 へ

問 15 へ

問 14-1 では、この1年とこの2～5年については、どうでしたか。
 AからCまで、それぞれに該当する番号（1～3）すべてに○を付けてください。

	この1年 にあった	この2～5年 にあった	5年以内 にはなかつた
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
B 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
C いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

1つでも該当
問 14-2 へ

問 15 へ

問 14-2 あなたはこの5年の間に、配偶者から受けたそのような行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。該当する番号1つに○を付けてください。

<p>1. 相談した</p> <p>相談先をすべて書いてください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div>	<p>→ 相談しなかった理由はなんですか。 該当する記号すべてに○を付けてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> a. どこ(誰)に相談してよいのかわからなかったから b. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから c. 相談してもむだだと思ったから d. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから e. 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから f. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから g. 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから h. 世間体が悪いから i. 他人を巻き込みたくなかったから j. 他人に知られると、これまでどおりのつき合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから k. そのことについて思い出したくなかったから l. 自分にも悪いところがあると思ったから m. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから n. 相談するほどのことではないと思ったから o. その他 () </div>
<p>2. 相談しなかった</p>	
<p>3. その他 ()</p>	

問 15 あなたの10歳代から20歳代の経験についてお聞きします。結婚している方、結婚したことがある方については、結婚前についてお答えください。

あなたは、その当時、交際相手がありましたか。該当する番号1つに○を付けてください。結婚している方、結婚したことがある方については、後に配偶者となった相手以外についてお答えください。

1. 交際相手がいた (いる)	→ 問 15-1 へ
2. 交際相手はいなかった (いない)	→ 問 16 へ

問 15-1 あなたは、10歳代、20歳代に、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。AからCまで、それぞれ該当する番号（1～3）すべてに○を付けてください。

	10歳代 にあった	20歳代 にあった	10歳代、 20歳代 いずれに もなかつ た
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
B 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
C いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

1つでも該当
問 15-2 へ

問 16 へ

問 15-2 あなたは、10歳代、20歳代に交際相手から受けたそのような行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。該当する番号1つに○を付けてください。

<p>1. 相談した</p> <p>相談先をすべて書いてください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	<p>→ 相談しなかった理由はなんですか。 該当する記号すべてに○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. どこ(誰)に相談してよいのかわからなかったから b. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから c. 相談してもむだだと思ったから d. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから e. 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから f. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから g. 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから h. 世間体が悪いから i. 他人を巻き込みたくなかったから j. 他人に知られると、これまでどおりのつき合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから k. そのことについて思い出したくなかったから l. 自分にも悪いところがあると思ったから m. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから n. 相談するほどのことではないと思ったから o. その他 ()
<p>2. 相談しなかった</p>	
<p>3. その他 ()</p>	

問 19 女性の社会進出があまり進んでいない分野へ女性の進出を進めていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。該当する番号3つに○を付けてください。

1. 政党が、選挙の候補者に一定の割合で女性を含めるようにする
2. 企業が自主的に、女性社員の採用や管理職への登用、教育訓練などに目標を設けて取組を進める
3. 国や地方公共団体が、女性を積極的に活用する企業などに助成を行ったり、税を軽減したりする
4. 理工系学部など女性の進学が少ない大学の学部への進学を促すための取組を進める
5. あらゆる専門分野において女性の研究者が増える取組を進める
6. その他 ()

**VI 県の男女共同参画社会づくりの推進施策についておたずね
します。**

問 20 「男女共同参画社会」を形成していくために、今後、県や市町村はどのようなことに
力を入れていくべきだと思いますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

1. 男女共同参画に関する幅広い情報の提供を行う
2. 男性に対して、慣習の見直しなどの意識啓発を行う
3. 女性に対して、慣習の見直しなどの意識啓発を行う
4. 講演会、シンポジウム、フォーラム等の開催により意識啓発を行う
5. 調査・研究機能を強化する
6. 男女共同参画推進のための拠点や相談窓口の機能を充実させる
7. 地域での自主的活動やボランティア活動へ支援する
8. 男女の家事・子育て・介護等への共同参画を促進するための施策を推進
9. 学校教育や生涯教育の場で男女の平等と相互理解・協力について学習させる
10. 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実させる
11. 職業能力の開発や、職業訓練機会の充実を図る
12. 法律や制度面での見直しを国へ働きかける
13. 女性を政策決定の場へ積極的に登用する
14. 女性に対する暴力を根絶するための施策の推進
15. その他 ()
16. 特にない
17. わからない

質問は以上です。

◎ 最後になりましたが、男女共同参画社会の実現などについて、ご意見やご要望などがございましたら、ご自由に記入してください。

調査にご協力をいただき、本当にありがとうございました。

男女共同参画に関する県民意識調査
報 告 書

平成20年2月

岐阜県環境生活部男女参画青少年課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111 (内線 2424)

058-272-8236 (直通)

FAX 058-278-2611

URL <http://www3.pref.gifu.lg.jp/pref/s11123/>